

令和7年度第1回富山地方最低賃金審議会

会 議 次 第

令和7年5月22日(木)
富山労働総合庁舎
5階大会議室

開 会

委員紹介

富山労働局長挨拶

議 事

- 1 第57期富山地方最低賃金審議会の会長及び会長代理の選出について
- 2 富山地方最低賃金審議会運営規程について
- 3 運営小委員会及び特別小委員会の設置・運営規程について
- 4 令和7年度の審議事項について
- 5 その他

閉 会

資 料

- No.1 第57期富山地方最低賃金審議会委員名簿(令和7年4月1日現在)
- No.2 第57期富山地方最低賃金審議会運営規程(案)
- No.3 令和7年度特定最低賃金改正意向表明一覧
 - ー1 富山県一般機械・自動車部品製造業最低賃金(略称)
 - ー2 富山県電気機械器具製造業最低賃金(略称)
 - ー3 富山県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金
- No.4 第57期富山地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程(案)
- No.5 第57期富山地方最低賃金審議会特別小委員会運営規程(案)
- No.6 ー1 令和6年度富山地方最低賃金審議会 開催状況
 - ー2 令和7年度富山地方最低賃金審議会 開催スケジュール(案)

第 57 期富山地方最低賃金審議会委員名簿

令和 7 年 4 月 1 日現在

	氏 名	現 職 等
公益 代表 委員	やなぎはら さ ち こ 柳 原 佐智子	富山大学 経済学部 教授
	たかくら ふみ と 高 倉 史 人	高岡法科大学 法学部長 教授
	もろずみ りょうこ 両 角 良 子	富山大学 経済学部 教授
	た か ぎ あ や こ 高 木 綾 子	富山短期大学 経営情報学科 教授
	よ し だ ひろし 吉 田 洋	木下法律事務所 弁護士
労働者 代表 委員	い し だ やすひろ 石 田 康 博	日本労働組合総連合会富山県連合会 副事務局長
	おおもり ひとし 大 森 仁	電機連合富山地方協議会 事務局長
	くろかわ ともゆき 黒 川 智 之	J AM北陸 副書記長
	ほんごう しげる 本 郷 繁	UAゼンセン富山県支部 主任
	せいの かおり 清 野 香 織	富山県農業協同組合労働組合 特別中央執行委員
使用者 代表 委員	てらやま おさむ 寺 山 収	一般社団法人富山県経営者協会 専務理事
	ひろかみ としはる 広 上 利 晴	株式会社広上製作所 代表取締役
	の な か やすお 野 中 靖 夫	株式会社神通精機 代表取締役
	もりぐち す み え 森 口 寿 美 恵	有限会社実業建設新報社 専務取締役
	さ か い あけ み 坂 井 朱 美	富山県商工会女性部連合会 副会長

任期：令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(敬称略)

第 57 期富山地方最低賃金審議会運営規程（案）

（規程の目的）

第 1 条 この規程は、富山地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

（会議の招集）

第 2 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、富山労働局長又は 5 人以上の委員若しくは労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各 1 名以上を含む 3 人以上の委員から開催の要請があったとき、会長が招集する。

2 前項の規定により富山労働局長又は委員が会議の開催を要請しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の 1 週間前までに会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも 3 日前までに付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、富山労働局長に通知するものとする。

（小委員会等）

第 3 条 会長は審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細部にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる。

（委員の欠席）

第 4 条 会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項及び第 3 項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由により会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で速報するものとする。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知するものとする。

（会議における発言）

第 5 条 委員は、会議において発言しようとするときには、会長の許可を受けなければならない。

（会議の公開）

第 6 条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護

に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退席を命ずるなど必要な措置をとることができる。

（議事録及び議事要旨）

第7条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

（意見及び建議の提出）

第8条 会長は、審議会において最低賃金法及び最低賃金審議会令に基づいて議決を行ったときは、審議経過を付し、答申書、建議書又は議決書をその都度富山労働局長に送付するものとする。

（小委員会等の運営）

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会等の議事運営に関し必要な事項は、小委員会等の長が当該委員会等に諮って定める。

（規程の改廃）

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行うものとする。

附 則

第1条 この規程は、令和 年 月 日から施行する。

令和 7 年度特定最低賃金改正意向表明一覧

意 向 表 明 受理年月日	特定最低賃金の件名	意向表明者	申出の時期	意向 表明(写)
令和 7 年 (2025 年) 2 月 12 日	富山県玉軸受・ころ軸受、他に 分類されないはん用機械・装 置、トラクタ、金属工作機械、 機械工具、ロボット、自動車・ 同附属品製造業最低賃金	J AM北陸富山県連絡会 会長 宮崎 敏裕	令和 7 年 (2025 年) 7 月末まで	資料No. 3-1
令和 7 年 (2025 年) 2 月 12 日	富山県電子部品・デバイス・電 子回路、電気機械器具、情報通 信機械器具製造業最低賃金	電機連合富山地方協議会 議長 浦島 成友	令和 7 年 (2025 年) 7 月末まで	資料No. 3-2
令和 7 年 (2025 年) 2 月 6 日	富山県百貨店、総合スーパー マーケット最低賃金	U Aゼンセン富山県支部 支部長 増田 明朗	令和 7 年 (2025 年) 7 月末まで	資料No. 3-3

2025年 2月12日

富山労働局長
小島 悟司 殿

富山市奥田新町8-1
ボルフ内
JAM 連絡会
会長 政裕

「富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金」の金額改正についての意向表明

貴局の連日のご奮闘に対し深く敬意を表します。

表記について、「富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金」の適用を受ける労働者を代表し、下記により金額改正の意向を表明いたします。

記

1. 金額改正の意向を表明する最低賃金名

「富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金」

2. 申し出の理由

申し出産業における労働者の賃金格差が存在することと、企業の公正競争を確保する観点から、15条の1項の規定に基づき現行最低賃金を適正水準へ改正するよう求めます。

3. 申し出の時期

2025年7月末までに行います。

以上



2025 年 2 月 12 日

富山労働局長
小島 悟司 殿

住 所 富 8-1
組 織 電 方協全
代表者 議 友

「富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金」の金額改正についての意向表明

貴局の連日のご奮闘に対し深く敬意を表します。

「富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金」の適用を受ける労働者を代表し、下記により金額改正を申し出ることを表
明します。

記

1. 金額改正の意向を表明する最低賃金名

「富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金」

2. 申し出の理由

富山県の電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造
業における賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者の3分の1以上の合意を得
て申し出することとしている。

3. 申し出の時期

2025 年 7 月末までに行います。

以上



令和7年2月6日

富山労働局長
小島 悟司 殿

特定（産業別）最低賃金の金額改正に関わる意向表明

富山県労働基準監督署 第1号
UAE 県支部
支部長 増田 明

特定（産業別）最低賃金の金額改正について、下記のとおり申し出ることを表明します。

記

1 特定（産業別）最低賃金改正の件名

富山県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金

2 申出の理由等

富山県内の百貨店、総合スーパーマーケットにおける賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者の3分の1以上の合意を得て申し出ることとしている。

3 申出の時期

令和7年7月末まで

以上



第 57 期富山地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程（案）

（設置及び目的）

第 1 条 富山地方最低賃金審議会運営規程第 3 条に基づき、富山地方最低賃金審議会運営小委員会（以下「運営小委員会」という。）を設置する。

2 運営小委員会は、会議の円滑かつ効率的な審議及び運営を図るため富山地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の審議及び運営に関する基本的な事項について審議することを目的とする。

（構 成）

第 2 条 運営小委員会は、労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各 3 名で構成する。

2 運営小委員会の委員は、各側代表委員の推薦を受けて審議会の会長が指名する。

（委員長等）

第 3 条 運営小委員会に委員長及び委員長代理を置く。

2 委員長及び委員長代理は、公益代表委員のうちから委員が選挙する。

3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

（会議の招集）

第 4 条 運営小委員会の会議は、委員長が招集する。

（委員の欠席）

第 5 条 委員長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第 6 条第 6 項により準用する同令第 5 条第 2 項及び第 3 項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を委員長に通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期不在となるときは、あらかじめ委員長に通知しなければならない。

（会議の議事）

第 6 条 委員は、会議において発言しようとするときは、委員長の許可を受けなければならない

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は、会議を非公開とすることができる。

2 委員長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第8条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(審議事項の報告)

第9条 運営小委員会において審議した結果については、審議会に報告するものとする。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行うものとする。

附 則

第1条 この規程は、令和 年 月 日から施行する。

第 57 期富山地方最低賃金審議会特別小委員会運営規程（案）

（設置及び目的）

- 第 1 条 富山地方最低賃金審議会運営規程第 3 条に基づき、富山地方最低賃金審議会特別小委員会（以下「特別小委員会」という。）を設置する。
- 2 特別小委員会は、最低賃金法第 15 条の規定により、特定最低賃金の改正等の申出（意向表明を含む。）があった場合において、関係者の意見調整を行い、実質的に富山地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）としての方針を決定することを目的とする。

（構 成）

- 第 2 条 特別小委員会は、労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各 3 名で構成する。
- 2 特別小委員会の委員は、各側代表委員の推薦を受けて審議会の会長が指名する。

（委員長等）

- 第 3 条 特別小委員会に委員長及び委員長代理を置く。
- 2 委員長及び委員長代理は、公益代表委員のうちから委員が選挙する。
- 3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

（会議の招集）

- 第 4 条 特別小委員会の会議は、委員長が招集する。

（委員の欠席）

- 第 5 条 委員長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ）を利用する方法によって、会議に出席することができる。
- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第 6 条第 6 項により準用する同令第 5 条第 2 項及び第 3 項に規定する会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を委員長に通知しなければならない。
- 4 委員は、旅行その他の事由によって長期不在となるときは、あらかじめ委員長に通知しなければならない。

（会議の議事）

- 第 6 条 委員は、会議において発言しようとするときは、委員長の許可を受けなければならない。
- 2 特別小委員会は、審議に際し必要と認める場合には、労働者、使用者その他関係者の意見を聴取するものとする。

(会議の公開)

- 第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は、会議を非公開とすることができる。
- 2 委員長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

- 第8条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(審議事項の報告)

- 第9条 特別小委員会において審議した結果については、審議会に報告するものとする。

(規程の改廃)

- 第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行うものとする。

(附則)

- 第1条 この規程は、令和 年 月 日から施行する。

令和6年度 富山地方最低賃金審議会 開催状況

	年月日	会議名	主な審議事項
1	R6.6.28	第1回 本 審	・富山県最低賃金改正諮問 ・審議運営事項、審議日程決定 ・基礎調査実施説明
2	R6.7.26	第2回 本 審	・中央最低賃金審議会目安伝達 ・労働経済等関係指標、基礎調査結果説明 ・公示による労使の意見聴取報告
3	R6.7.26	第1回 富山県最低賃金専門部会	・部会長等選出 ・運営規程、審議日程決定 ・参考人の意見聴取 ・第4表、春季妥結状況説明 ・生活保護費と最賃の比較説明
4	R6.7.29	第2回 富山県最低賃金専門部会	・労使の基本的主張 ・金額等審議
5	R6.7.31	第3回 富山県最低賃金専門部会	・金額等審議
6	R6.8.2	第4回 富山県最低賃金専門部会	・金額等審議
7	R6.8.5	第5回 富山県最低賃金専門部会	・金額等審議、採決 ・専門部会報告取りまとめ
8	R6.8.5	第3回 本 審	・最賃専門部会報告 ・金額等審議、採決 ・富山県最低賃金改正答申 ・特定最賃改正必要性諮問
9	R6.8.5	第1回 特別小委員会	・特定最低賃金改正申出要件審査結果 ・特定最低賃金改正必要性有無審議 ・特別小委員会報告取りまとめ
10	R6.8.21	第4回 本 審	・富山県最低賃金改正異議申出諮問、審議、答申 ・特別小委員会報告 ・特定最低賃金改正必要性有無審議、答申 ・特定最低賃金改正諮問
11	R6.9.30	第1回 百貨店、総合スーパー専門部会	・部会長選出 ・専門部会運営規程、審議日程決定 ・労働経済等関係指標、基礎調査結果、名称変更説明 ・労使の基本的主張 ・金額等審議
12	R6.10.1	第1回 電気機械器具専門部会	・部会長選出 ・専門部会運営規程、審議日程決定 ・労働経済等関係指標、基礎調査結果説明 ・労使の基本的主張
13	R6.10.2	第1回 一般機械・自動車部品専門部会	・部会長選出 ・専門部会運営規程、審議日程決定 ・労働経済等関係指標、基礎調査結果説明 ・労使の基本的主張 ・金額等審議
14	R6.10.9	第2回 電気機械器具専門部会	・金額等審議
15	R6.10.22	第2回 百貨店、総合スーパー専門部会	・金額等審議
16	R6.10.24	第2回 一般機械・自動車部品専門部会	・金額等審議
17	R6.10.28	第3回 電気機械器具専門部会	・金額等審議、採決 ・専門部会報告取りまとめ ・改正答申
18	R6.10.28	第3回 百貨店、総合スーパー専門部会	・金額等審議、採決 ・専門部会報告取りまとめ ・改正答申
19	R6.10.29	第3回 一般機械・自動車部品専門部会	・金額等審議、採決 ・専門部会報告取りまとめ ・改正答申
20	R6.11.1	第5回 本 審	・特定最低賃金専門部会報告 ・特定最低賃金専門部会廃止
21	R7.3.18	第6回 本 審	・特定最低賃金改正意向表明、確認

令和7年度 富山地方最低賃金審議会 開催スケジュール(案)

	年月日	会議名	主な審議事項
1	R7.5.22	第1回 本 審	・会長等選出 ・審議会運営規程審議 ・小委員会の設置・運営規程審議
2	R7.7.15	第2回 本 審	・富山県最低賃金改正諮問 ・富山県最低賃金審議運営事項、審議日程審議 ・基礎調査実施説明
3	R7.7月下旬	第3回 本 審	・中央最低賃金審議会目安伝達 ・労働経済等関係指標、基礎調査結果説明 ・公示による労使の意見聴取報告
4	R7.7月下旬 ～8月上旬	第1回 富山県最低賃金専門部会	・部会長等選出 ・運営規程、審議日程審議 ・参考人の意見聴取 ・生活保護費と最賃の比較説明
5		第2回 富山県最低賃金専門部会	・労使の基本的主張 ・金額等審議
6		第3回 富山県最低賃金専門部会	・金額等審議
7		第4回+α 富山県最低賃金専門部会	・金額等審議
8	R7.8月上旬	第4回 本 審	・最賃専門部会報告 ・金額等審議、採決 ・富山県最低賃金改正答申 ・特定最賃改正必要性諮問
9	R7.8月下旬	第1回 特別小委員会	・特定最低賃金改正申出要件審査結果 ・特定最低賃金改正必要性有無審議 ・特別小委員会報告取りまとめ
10	R7.8月下旬	第5回 本 審	・富山県最低賃金改正異議申出諮問、審議、答申 ・特別小委員会報告 ・特定最低賃金改正必要性有無審議、答申 ・(特定最低賃金改正諮問)
11	R7.10月頃	第1回 (特定最低賃金専門部会)	・部会長選出 ・専門部会運営規程、審議日程審議 ・労働経済等関係指標、基礎調査結果 ・労使の基本的主張 ・金額等審議
12		第2回 (特定最低賃金専門部会)	・金額等審議
13		第3回+α (特定最低賃金専門部会)	・金額等審議
14	R8.3月	第6回 本 審	・(特定最低賃金専門部会報告) ・(特定最低賃金専門部会廃止) ・特定最低賃金改正意向表明、確認